

令和7年度 保育所入所のご案内

御坊市 市民福祉部 社会福祉課 福祉児童係

1. 保育の必要性の認定

保育所を利用するには、「保育の必要性の認定」（「2号認定」又は「3号認定」）を受ける必要があります。

「1号認定」：満3歳以上で幼稚園を希望する場合	} 保育認定
「2号認定」：満3歳以上で下記の事由に該当し、保育所を希望する場合	
「3号認定」：満3歳未満で下記の事由に該当し、保育所を希望する場合	

(1) 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）には、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労（1ヶ月に48時間以上の就労を常態としている場合）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあっている場合
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 児童虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態を市が認める場合

以上の事由や家庭の状況等を考慮したうえで優先度の高い児童から利用調整を行います。
それぞれの事由について、父親・母親の各種証明書の提出が必要となります。

(2) 保育認定の有効期間

保育が必要な事由	認定の有効期間
就労 疾病、障がい、介護・看護 災害復旧、児童虐待・DV	2号認定（3歳以上）：児童が小学校へ就学するまで 3号認定（3歳未満）：児童が3歳に到達する日まで
妊娠・出産	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産月を基準に後2か月
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
就学	保護者の卒業予定日まで
その他	市長が必要と認める期間

(3) 保育の必要量（保育所を利用できる時間）

保育を必要とする事由や就労時間等に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ① 「保育標準時間」認定 →フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

【利用時間のイメージ】

7:30	～	18:30	延長保育(30分)
------	---	-------	-----------

7:30から18:30まで利用できます。18:30以降は延長保育となります。

- ② 「保育短時間」認定 →パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

【利用時間のイメージ】

朝は延長保育なし	8:00	～	16:00	延長保育(30分)
----------	------	---	-------	-----------

8:00から16:00まで利用できます。

※ 保育標準時間と認定された方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

※ 求職中の方や、月120時間未満の就労の方は、原則、保育短時間の認定となります。（勤務時間の都合で標準時間を希望される方はご相談ください。）

2. 募集対象児童

(1) 公立 つばさ保育園・わかば保育園・しらゆり保育園

…(満1歳児からの募集とします。)令和6年4月1日以前の誕生日の方

(2) 私立 愛徳保育園 …(生後3ヶ月からの募集とします。)

令和7年1月1日以前の誕生日の方

しんせい保育園 …(生後3ヶ月過ぎからの募集とします。)

令和7年1月1日以前の誕生日の方

たんぼぼ乳幼児保育園 …(生後43日過ぎからの募集とします。)

令和7年2月18日以前の誕生日の方

※ 申し込み時において出生されていない児童については申し込みできません。

※ 育児休業終了に伴う入所の場合、育児休業終了の2週間前から入所可能になります。

※ 1次募集終了後、空きがある場合は、2次募集として随時受付となります。

3. 受付期間(1次募集)

(1) 令和7年4月1日入所希望の方

令和6年 11月1日(金) から11月29日(金) まで

午前8時30分～午後5時15分 ※ 土曜日・日曜日・祝日は受付していません。

(2) 令和7年度途中入所希望の方

途中入所の申込みは、原則として令和7年11月30日までの受付とします。それ以降も受付しますが、次年度4月の申込み状況を考慮して入所決定をします。また、入所希望日から1ヶ月以上前の申込みはできません。

4. 受付場所

御坊市役所 2階⑧番窓口 社会福祉課 福祉児童係

〒644-8686 御坊市藪350番地2 TEL 0738-52-5033

5. 提出書類

(1) 「保育所入所申込書」

※ 「記入上の注意」をよく読んで記入してください。

(2) 添付書類 … 入所時点において保育を必要とする事由の証明書類

① 「就労証明書」が必要な場合

・就労(外勤・内職・自営業等の方)

② 「求職活動状況申立書」が必要な場合

・求職活動をしている、又はする予定

※ 求職中の場合、入所承諾期間は90日間です。保育所入所後、勤務先が決まり次第、「就労証明書」を提出していただきます。

③ 「病状等証明書」が必要な場合

・出産 ※ 妊娠証明書又は母子手帳のコピー(氏名がわかる表紙)を添付

※ 入所承諾期間は産前と産後2か月間ずつとさせていただきます。

④ 「看護証明書」が必要な場合

看護を受ける方の病状証明(医師に治療期間を明記してもらう)

(看護を受ける方と同居していない場合は、民生委員に看護事実確認の印鑑ももらってください。)

⑤ その他の場合

事情を明記した書類および民生児童委員の確認

6. 利用調整

申し込み多数の場合、「御坊市保育所入所選考基準」に基づいて入所選考します。

(1) 基準指数

父親・母親それぞれの状況に該当する指数を合計し、世帯の指数を決定します。

(2) 調整指数

該当する内容に応じて、加点・減点を行います。

7. 入所内定

(1) 4月1日入所の方（新入園児） → 1月末までに、郵送で通知します。なお、その際に保育の必要性の認定結果も同時に通知します。

(2) 年度途中入所の方 → 毎月、審査のうえ決定します。

8. 保育料について

保育料は世帯の市町村民税（住民税）課税状況等によって区分されています。

【参考】 令和6年度保育所保育料

保育料基準額表

(単位:円)

階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市町村民税 48,600円未満 ※市町村民税の均等割のみ課税の世帯を含みます。	13,000	12,800	0	0
第4階層	97,000円未満	21,900	21,600	0	0
第5階層	169,000円未満	29,900	29,400	0	0
第6階層	301,000円未満	33,600	33,100	0	0
第7階層	397,000円未満	40,000	39,400	0	0
第8階層	397,000円以上	52,000	51,200	0	0

【注意】

- 令和元年10月以降、3歳未満児の非課税世帯及び3歳以上児の保育料が無償化されています。
- 3歳以上児は別途給食費(主食費・副食費)がかかりますが、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童は副食費が免除となります。
- 階層区分の判定に用いる市町村民税所得割の金額は、保護者にかかる税の合計額です。例えば、祖父母と同居している場合に、祖父母の市町村民税額も算定の対象になる場合があります。
- 住宅借入金等特別控除を受けている場合でも、階層区分の判定に用いる税額は、控除前の税額になります。

◆ ただし、以下の①～④に該当する児童は、保育料が軽減されます。

※ 保育料の軽減制度については、国の制度見直し等により変更される場合があります。

① 「ひとり親世帯」又は「障害児(者)のいる世帯」で、階層区分が第3階層～第4階層の一部の場合
(単位:円)

階層区分	市町村民税	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間 及び 短時間		標準時間 及び 短時間	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
第3階層～第4階層の一部	所得割課税額が77,101円未満	5,000	0	0	0

② 上記①に該当しない世帯で、階層区分が第3階層～第4階層の一部の場合

階層区分	市町村民税	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 ～第4階層の一部	所得割課税額が 57,700円未満	基準どおり	半額	無料

③ 上記①・②に該当しない場合で、同一世帯から同時に2人以上の就学前児童が対象施設(★)を利用している場合

★「対象施設」… 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援

階層区分	市町村民税	1人目の園児	2人目の園児	3人目以降の園児
第4階層の一部 ～第8階層	所得割課税額が 57,700円以上	基準どおり	半額	無料

(例) 第1子が小学生、第2子が幼稚園、第3子が保育園を利用している場合、第3子は「2人目の園児」になります。

【注意】 兄・姉が対象施設を利用している場合、社会福祉課で把握できないことがありますので、兄・姉が利用している施設で交付される「在園証明書」が必要な場合があります。(御坊市内の公立幼稚園、公・私立保育園の利用状況については社会福祉課で把握できるため、「在園証明書」は不要です。)

④ 第2子以降の児童で所得割課税額が57,700円未満の世帯、及び第3子以降で上記③で無料になっていない場合、「御坊市第二子以降保育料及び食材料費助成事業」で保育料が無料になります。(申請が必要です。)

※御坊市ホームページに掲載している「保育所利用料早見表」についてもご参考にご覧ください。

◆ 保育料及び副食費の取扱いの年度途中の切り替えについて

毎年9月に所得階層の見直しがあります。その所得階層に基づき9月以降の保育料を決定します。

副食費の取扱い(徴収・免除)についても、9月に切り替わる可能性があります。

【保育料等の切替のイメージ：令和7年度の場合】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年中の収入で決まる 令和6年度の税額で保育料を算定					令和6年中の収入で決まる 令和7年度の税額で保育料を算定						

9. 保育料の納付について

全員の方に口座振替を利用していただきます。振替日は、毎月月末です。口座登録の申込み用紙は、入所内定通知を郵送する際に同封します。給食費等の納付方法は各園にお問い合わせください。

保育料を滞納された場合は、児童手当から特別徴収を行う場合があります。

10. その他

(1) 認定内容の変更、取消等

※ 認定内容に変更があった場合は、必ず、市役所社会福祉課までお申し出ください。

○住所変更 ○世帯員の増減 ○保護者の転職・離職等 ○標準時間/短時間の変更

※ 保育認定の事由がなくなった場合(家庭内で保育できるようになったとき)は、保育認定を取り消すことがあります。認定が取り消されると保育所を利用できなくなります。

※ 虚偽の申請があった場合、退所していただくことがあります。

(2) 年度途中で保育認定の有効期間が切れる場合

※ 「求職」「出産」など有効期間が短い認定の場合、年度途中で保育所を利用できなくなる場合があります。利用を継続したい場合は、認定期間が切れる前に、新しい事由の証明を添えて、支給認定内容変更の届出をしてください。

※ ただし、3歳到達に伴う「3号認定」から「2号認定」への更新は、届出不要です。

(3) 「現況届」について

※ 認定期間が切れていない場合でも、年に1回(3月頃)状況を確認するための届出が必要です。